

八雲町立落部中学校いじめ防止基本方針

八雲町立落部中学校
校長 鎌田 孝 紀

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

II 本校のいじめ防止基本方針

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(本校及び本校の教職員の責務)

本校及び本校の教職員は、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。また、本校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

そのため本校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

III めざす学校像

生徒に「未来をたくましく生き抜く力」を身につけさせる学校
安心感と充実感を創り出し、生徒・保護者から信頼される学校
学びを地域の資源とつなげ、地域と協力し続ける学校
いじめを見逃さない学校

IV めざす生徒像

豊かな人間性と広い視野をもち、ふるさとに愛情と誇りをもつ人
いじめをしない生徒

V めざす教師像

生徒の確かな学びを支えるため、自らの資質向上を目指す教師
強い教育的愛情と倫理観をもち、心理的安全性を支える教師
学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働できる教師
いじめを許さない教師

VI 基本的な方針

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- 学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- 生徒の変化を適切にとらえるために、前・後期に「いじめ実態調査」を実施するとともに、各学級などのコミュニケーションツールの有効活用を図るものとする。
- 特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに生徒指導対策会議を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- 教育相談活動の充実を図る。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

- i) いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ii) 常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- iii) 生徒指導対策会議を中心とした学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- iv) 対応の各段階においては以下の図を参考にし、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

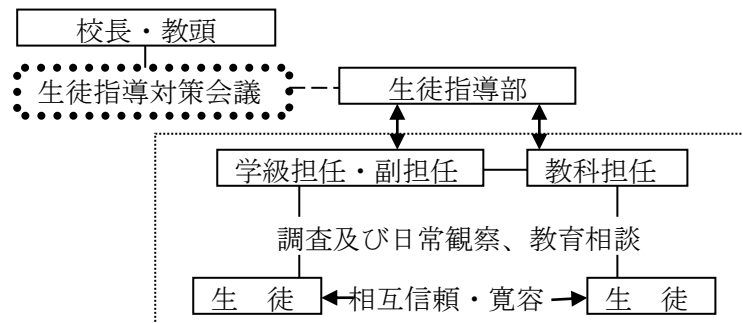
3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

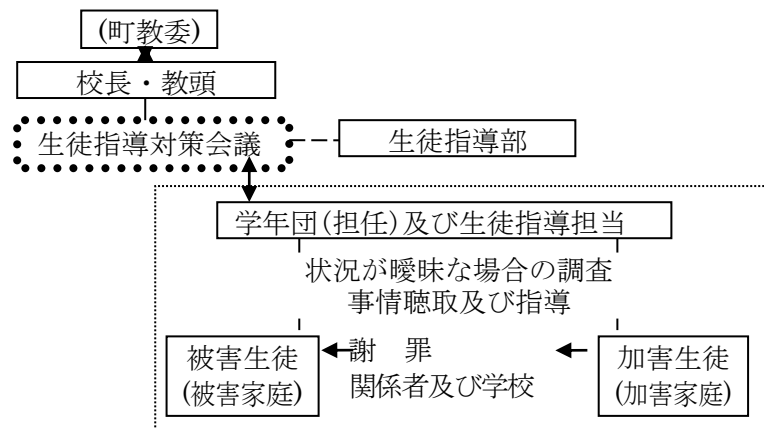
- i) 生徒指導愛作会議を中心に、事実確認を行い、すみやかに町教委に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ii) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について町教委と協議する。
- iii) 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について町教委と協議する。

Ⅶ いじめ防止体制

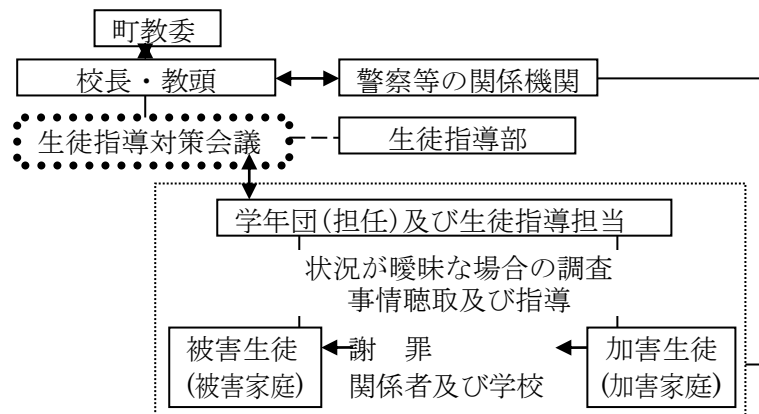
（平常時対応図）



（いじめ発生時対応図）



（重大事態発生時対応図）



VIII 保護者・地域との連携

- i) 三者相談、PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- ii) 学校ホームページ、学校だより、生徒指導通信等を通した適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- iii) 落部地区生徒指導連絡協議会を開催することにより、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

IX その他

(保護者の責務)

- i) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、その言動がその保護する生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- ii) 保護者は、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護するものとする。
- iii) 保護者は、北海道いじめ防止条例の基本理念にのっとり、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- iv) ①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、①～③の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

X 追記

平成26年度から、この八雲町立落部中学校いじめ防止基本方針をもとにいじめ防止対策に取り組むが、記載内容については毎年度見直し、より状況にあったものにする。